

防府市離島サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱

平成28年12月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市野島地域（以下「野島」という。）に新たにサテライトオフィスを設置し、事業活動を行うICT関連企業等（以下「企業等」という。）に対し補助金を交付することにより、野島への事業所の誘致を促し、もって雇用の場づくり、移住の推進等を図るとともに、多様な人材の交流を通じた地域の活力創出につなげ、集落活性化の新たなモデルを構築することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「サテライトオフィス」とは、次の各号のいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。

- (1) 本社機能の一部（総務部門等）を行う業務
- (2) 情報等システムの開発、運営、管理、プログラム等を行う業務
- (3) 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
- (4) インターネットを活用した業務（eビジネス、eラーニング等）
- (5) 新製品の研究開発等を行う業務
- (6) 前5号に掲げる業務のほか、市長が認める業務

(交付の対象及び補助率等)

第3条 市長は、別表に定める補助要件を満たす同表に掲げる事業であって、他の補助が適用されない経費につき、予算の範囲内において野島への進出に係る協定等を市と締結した企業等に対し補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする企業等は、別に定める日までに防府市離島サテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、

これを適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市離島サテライト
フィス誘致推進補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該企業等に
通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要
があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた企業等（以下「補助事業者」と
いう。）は、当該補助に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画書の内
容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、防府市離島サテ
ライトフィス誘致推進事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出
し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれに
も該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の10分の2以上に及
ぶ変更
- (2) 事業の施行地の変更
- (3) 施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画の内容の大幅な変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、
防府市離島サテライトフィス誘致推進事業中止（廃止）承認申請書（第4号
様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受
けた場合を含む。）は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した
日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日ま
でに、防府市離島サテライトフィス誘致推進事業実績報告書（第5号様式）
を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の
審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認める場合は、交
付すべき補助金の額を確定し、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金

確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付する。

4 別表に定める各種使用料・賃借料に係る補助金は、当該補助事業における使用料・賃借料の支払いを確認し、四半期ごとに実績に応じ交付することができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

（有効期間等）

2 この要綱は、平成36年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに補助事業者となったものに対する補助については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助要件

- (1) 企業等が、本拠とは別に野島にサテライトオフィスを開設すること。
- (2) 企業等は、野島において引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。
- (3) 企業等が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。
- (4) 対象経費について重複して、他の補助金を受けていないこと。

2 対象経費・補助率等

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	適用期間等
各種使用料・賃借料	通信回線使用料	4/5 以内	上限 年 2,000 千円	操業開始から3年以内
	不動産賃借料 (家賃・駐車場等)		上限 年 1,200 千円	
施設改修経費	・通信回線の改修 ・建屋等の改修等	4/5 以内	上限 2,500 千円	開設決定から本格操業開始半年以内

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
ただし、第9条第4項の規定により補助金を交付する場合の端数処理については、四半期ごととする。

第1号様式（第4条関係）

防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

事業所名

代表者氏名

電話番号

防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第4条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 野島への進出に係る市との協定書等の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

1 事業計画書・事業実績書

(1) 事業実施主体の概要

企業等名	
代表者	
本社所在地	
支店等	
設立年月	
業種等	
従業員数	
売上高	

(2) 事業計画の概要

事業名	
施行地	
事業目的	
事業内容	
開設年月日	年 月 日
事業期間	(着手) 年 月 日 ~ (完了) 年 月 日

※ 注 計画書には、年度別事業計画表（別紙1）及び位置図、施設等平面図、現地写真、事業費積算資料等を添付すること。

(別紙1)

年度別事業計画表

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費	事業費負担区分	
			市補助金	その他 (企業等)
年度				
年度				
年度				
計				

2 収支予算書（決算書）

収入の部

(単位:千円)

区 分	総予算額	本年度予算額 (本年度決算額)	(本年度予算額)	(比 較)	
				(増)	(減)
市補助金					
その他 (企業等)					
計					

支出の部

(単位:千円)

区 分	総予算額	本年度予算額 (本年度決算額)	(本年度予算額)	(比 較)	
				(増)	(減)
計					

※ 注 () 書きは実績報告の場合とする。

第2号様式（第5条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金について、下記のとおり交付決定をいたしましたので、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

なお、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条件等

第3号様式（第6条関係）

防府市離島サテライトフィス誘致推進計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

事業所名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定の通知があった防府市離島サテライトフィス誘致推進事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業施行地
- 3 事業計画の変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

防府市離島サテライトフィス誘致推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

事業所名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業施行地
- 3 事業の中止（廃止）の理由
- 4 事業の中止（廃止）後の措置

第5号様式（第7条関係）

防府市離島サテライトフィス誘致推進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

事業所名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定通知があった防府市離島サテライトフィス誘致推進事業が完了しましたので、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第7条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

添付書類（以下のうち該当する書類を添付）

- ア 契約書（変更契約書を含む。）又は請書の写し
- イ 完了検査調書の写し
- ウ 実施状況写真又は完成写真
- エ 請求書、領収書等の写し

第 号
年 月 日

(宛先) 様

防府市長



防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました防府市離島サテライトフィス誘致推進補事業について、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 補助金の交付状況

① 各種使用料・賃借料

補助対象期間	補助金交付額	交付年月日
4月～6月	円	
7月～9月	円	
10月～12月	円	
未交付額	円	
計	円	

② 施設改修経費

補助金交付額	交付年月日
円	

第7号様式（第9条関係）

防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

事業所名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定通知があった防府市離島サテライトフィス誘致推進事業について、下記のとおり補助金を交付されるよう、防府市離島サテライトフィス誘致推進補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	円
確定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
差引残額	円

振込先金融機関名

口座名義

口座種別・口座番号